

# 声 明

2011年12月15日  
木村百合子公務災害認定裁判  
原告・弁護士・支援する会

1 本日静岡地方裁判所は、新規採用教諭であった木村百合子先生が、指導困難児への対応と担任学級の運営に苦悩して着任後わずか6ヶ月で自死した事件において、木村先生の死は公務が原因であると判断し、公務外の死亡であるとした地方公務員災害補償基金の認定を取り消す判決を下した。原告、弁護士、及び支える会は、この判決を高く評価する。

2 本件は、新採教諭であった木村先生が、同僚教諭らによる有効な支援体制がない中で、担任学級に在籍する多動性・衝動性が顕著で発達障害が疑われる児童を適切に指導し、学級がうまく機能しない状況にも対処することを強いられてうつ病を発症し、保護者からも抗議の手紙が寄せられるなどして更に精神的に追い込まれ、この手紙を受け取った翌日、自家用車の中で灯油を被って焼身自殺したという痛ましい事件である。

3 本判決は、木村先生は着任後わずか2ヶ月足らずでうつ病に罹患したと認定した上で、「木村先生が担任していたクラスは、指導に困難を要する複数の児童らの問題が当初から顕在化し、数々の問題行動が発生していた」「着任してわずか1ヵ月半程度の期間に、数々の問題が解決するまもなくたて続けに生じた点に特徴がある」とし、多動性衝動性を示す児童についても「学級担任を勤める教師として通常担当するであろう手のかかる児童という範疇を超えた、専門的個別的な指導・対応を要する児童であったというべき」「新規採用教員に対し高度の指導能力を求めること自体酷」とし、木村先生は「苦悩しながらもできる限りの努力や責任感を持って同児童に対応していた」と評価している。

また支援体制についても「こうした状況下にあっては当該教員にたいして組織的な支援体制を築き、他の教員とも情報を共有した上、継続的な指導・支援を行うことが必要であるところ、本件全証しん拠をもってしても、かかる支援が行われたとは認められない」としている。

このように本判決は、木村先生が置かれていた状況について具体的な事実を丁寧に認定し、木村先生が負っていた業務の精神的負荷の大きさについても、同種労働者の中でその性格傾向がもっとも脆弱である者を基準とするのが相当であるという基準を立て、本件公務は新規採用教員であった百合子にとり、上記公務は緊張感、不安感、挫折感等を継続して強えられる客観的にみて強度な心理的負荷を与えるものであった」として新採教諭の立場に立った視点で的確に評価している。

このように本判決は具体的な事実を認定し、その事実に対する的確な評価を与えている点で、極めて説得力のある判決である。

4 本件において、新採教諭が指導困難児の対応に苦悩し、学級の機能不全に陥っていることを認識しながら、新採教諭の指導力の問題であるとして場当たり的な対応に終始し、教諭間の連携や支援体制が全く構築されなかったのは極めて異常な事態であり、このような支援体制不足を隠蔽しようとした学校長をはじめとする管理者・学校関係者に対しては、改めて抗議の意思を表明する。

また、遺族らがこの裁判への支援を求めたにもかかわらずこれを拒んだ静岡県教職員組合役員に対しても、強く遺憾の意を表明せざるを得ない。

私たちは、被告である地方公務員災害補償基金が、このような異常な事態における業務の困難性を的確に認定した本判決を真摯に受けとめ、控訴しないように強く求めるものである。

現在、長時間過密労働や教育行政の種々の変化により、教員間に深刻な疲弊と動揺があると聞く。そして精神疾患で休職する教員数はこの10年間で2.4倍と増加の一途を辿っている。

木村先生が直面した困難な事態は決して特殊事情ではない。多くの現場教諭が、強い肉体的精神的負荷に耐えながら教壇に立っているのが現状である。

私たちは、本判決が教職員全体の労働環境の改善に資することを強く望むものである。

以上